

# 広島県の最低賃金



## 広島県最低賃金

時間額 **1,020円**

(令和6年10月1日発効)

広島県最低賃金は、広島県内で働くすべての労働者に適用されます。年齢・性別・雇用形態(臨時・パート・アルバイト等)を問いません。

なお、下記の産業に該当する事業場で働く労働者にはそれぞれの「広島県特定(産業別)最低賃金」が適用されます。ただし、

- ① 年齢18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ④ 下記の産業において「特定の軽易業務」に主として従事する者には、「広島県最低賃金」が適用されます。

- 出入国管理及び難民認定法に基づく「技能実習生」は、当該業務に一定の経験を有しているものであるため、②の「技能習得中のもの」に該当しません。
- 派遣就労中の労働者については、派遣先事業場に適用される最低賃金が適用されます。

広島県特定(産業別)最低賃金 (業種名は日本標準産業分類(令和5年7月改定)による)	時間額	発効年月日	上記④の特定の軽易業務
広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄物、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金 ※高炉によらない製鉄業等を除く	1,114円	令和6.12.31	
広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金 ※製缶板金業を含む	1,052円	令和7.2.21	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、錆ばり取り又はかしめの業務
広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 ※建設用ショベルトラック製造業を除く	1,070円	令和6.12.31	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、錆ばり取り又はかしめの業務
広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 ※民生用電気機械器具製造業等を除く	1,045円	令和6.12.31	部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、かえり取り、錆ばり取り、かしめ、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務
広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	1,048円	令和6.12.31	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行うばり取り又ははんだ付けの業務
広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	1,080円	令和7.2.21	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、錆ばり取り又はかしめの業務
広島県自動車小売業最低賃金 ※二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く	1,038円	令和7.2.21	

広島県特定(産業別)最低賃金 (業種名は日本標準産業分類(平成25年10月改定)による)	時間額	発効年月日	上記④の特定の軽易業務
広島県各種商品小売業最低賃金 ※衣、食、住にわたる商品を小売するもので、その性格上いづれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所(百貨店、総合スーパー等)	1,020円	令和6.10.1	空記の特定(産業別)最低賃金は、令和4年10月1日から、広島県最低賃金が適用されています。

最低賃金に算入しない賃金 (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当 (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金  
(3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

最低賃金に関するお問い合わせは広島労働局賃金室、最寄りの労働基準監督署までお願いします。

広島労働局賃金室 ☎ 082-221-9244 広島中央労働基準監督署 ☎ 082-221-2460 呉労働基準監督署 ☎ 0823-22-0005  
 福山労働基準監督署 ☎ 084-923-0005 三原労働基準監督署 ☎ 0848-63-3939 尾道労働基準監督署 ☎ 0848-22-4158  
 三次労働基準監督署 ☎ 0824-62-2104 広島北労働基準監督署 ☎ 082-812-2115 廿日市労働基準監督署 ☎ 0829-32-1155

最低賃金に関する特設サイト



広島労働局  
最低賃金の詳細ページ



賃金引上げ特設ページ  
賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。





## 賃金引上げに関する支援

### 1 業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等(機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング等)を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

- ・お問合せ先 業務改善助成金コールセンター Tel. 0120-366-440  
広島働き方改革推進支援センター Tel. 0120-610-494

- ・申請先 広島労働局 雇用環境・均等室 Tel. 082-221-9247

〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第2号館 5階



### 2 キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

- ・お問合せ先 広島労働局 職業安定部職業対策課 Tel. 082-502-7832

〒730-0013 広島市中区八丁堀 5-7 広島KSビル4階



### 3 中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(個人事業主は所得税額)から控除できる制度です。

- ・お問合せ先 中小企業税制サポートセンター Tel. 03-6281-9821



### 4 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を融資します。

- ・お問合せ先 日本政策金融公庫 Tel. 0120-154-505



## 中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援策の提案(相談窓口)

### 広島働き方改革推進支援センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた助成金や労務管理等に関する相談に対して、無料で労務管理等の専門家(社会保険労務士等)による窓口等での支援や訪問支援(原則3回まで)を行います。



※ 就業規則や賃金制度等の見直し、同一労働同一賃金、各種助成金制度の活用等の相談

※ 電話・メール、来所による相談、企業への個別訪問によるコンサルティング等の対応

- ・ご相談窓口 広島働き方改革推進支援センター Tel. 0120-610-494

〒730-0011 広島市中区基町 11-13 合人社広島紙屋町アネクス 4階

## 広島県特定(産業別)最低賃金が改正されます。

		最低賃金額 (時間額)	発効日
広島県最低賃金		1,020 円	令和6.10.1
広島県特定 (産業別) 最低賃金	金属製品製造業	1,052 円	令和7.2.21
	船舶等製造業	1,080 円	
	自動車小売業	1,038 円	
	鉄鋼業	1,114 円	令和6.12.31
	機械器具製造業	1,070 円	
	電気機械器具製造業	1,045 円	
	自動車製造業	1,048 円	
各種商品小売業	1,020 円	令和6.10.1	

令和4年10月1日から、  
広島県最低賃金が適用されています。

適用される業種の詳細等については、広島労働局労働基準部賃金室  
(電話082-221-9244) または最寄りの 労働基準監督署へお問い合わせ  
ください(①「広島労働局HP」でも確認できます)。



最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策  
については、②「賃金引上げ特設ページ」をご確認ください。

広島働き方改革推進支援センター(0120-610-494)が、賃金引上げに  
関する規定や環境の整備を支援していますので、ご活用ください。



## 労働基準監督署の管轄区域

広島中央労働基準監督署	TEL 0 8 2 - 2 2 1 - 2 4 6 0
呉労働基準監督署	TEL 0 8 2 3 - 2 2 - 0 0 0 5
福山労働基準監督署	TEL 0 8 4 - 9 2 3 - 0 0 0 5
三原労働基準監督署	TEL 0 8 4 8 - 6 3 - 3 9 3 9
尾道労働基準監督署	TEL 0 8 4 8 - 2 2 - 4 1 5 8
三次労働基準監督署	TEL 0 8 2 4 - 6 2 - 2 1 0 4
広島北労働基準監督署	TEL 0 8 2 - 8 1 2 - 2 1 1 5
廿日市労働基準監督署	TEL 0 8 2 9 - 3 2 - 1 1 5 5

- 広島中央労働基準監督署  
広島市のうち中区、西区、東区、南区、安芸区、東広島市（安芸津町、河内町、福富町、豊栄町、黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、黒瀬松ヶ丘を除く）、安芸郡
- 呉労働基準監督署  
呉市、江田島市、東広島市のうち黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、黒瀬松ヶ丘
- 福山労働基準監督署  
福山市、府中市、神石郡（神石高原町）
- 三原労働基準監督署  
三原市、竹原市、豊田郡、東広島市のうち安芸津町、河内町、福富町、豊栄町
- 尾道労働基準監督署  
尾道市、世羅郡
- 三次労働基準監督署  
三次市、庄原市、安芸高田市
- 広島北労働基準監督署  
広島市のうち安佐南区、安佐北区、山県郡
- 廿日市労働基準監督署  
広島市のうち佐伯区、廿日市市、大竹市